

令和7年度 第1回
港区国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 議 録

令和8年2月24日

会 議 名	令和7年度第1回港区国民健康保険事業の運営に関する協議会
開 催 日 時	令和8年2月24日（火曜日）午前9時30分から10時47分まで
開 催 場 所	区役所9階911・912会議室
委 員	（出席者）ゆうき会長、やなぎわ会長代理、豊田委員、小野寺委員、小田切委員、金田委員、小堀委員、竹田委員、山口委員、岡崎委員、兼松委員、清原委員、榎本委員、なかまえ委員、新藤委員、野本委員、荒木委員、矢柴委員、佐久間委員 （欠席者）高妻委員、坪田委員、大和委員、藏本委員、川島委員、小笠原委員、北村委員
事 務 局	平野課長、野津係長、小野寺係長、幸野係長、井川係長、加藤進、野村、佐藤、加藤優奈、川島
傍 聴 者	1人
会 議 次 第	1 開 会 2 会長あいさつ 3 区長あいさつ 4 区長から会長に諮問文を手交 5 諮問文朗読 6 議 事 （1）港区国民健康保険条例の一部改正案の説明 （2）質疑応答 （3）答 申 7 閉 会
配 付 資 料	[事前配付] 資料1 令和8年度港区国民健康保険条例改正の概要 資料1-2 港区国民健康保険条例改正の趣旨と内容 資料1-4 港区国民健康保険における保険料率の推移 資料1-5 令和8年度 収入階層別保険料の比較（港区） 資料1-6 令和8年度 国民健康保険料率算定の仕組み 資料1-7 国民健康保険における保険料水準の統一について 参考資料（1） 港区国民健康保険における年齢階層別医療費 参考資料（2） 令和7年度 所得階層別世帯数及び被保険者数（港区） 参考資料（3） 令和6年度 所得階層別世帯数及び被保険者数（港区） 参考資料（4） 過去5年間の基礎データ（港区） [席上配付] 資料1-3 港区国民健康保険条例新旧対照表

会議の結果及び主要な発言

会長	<p>ただ今から、令和7年度第1回港区国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。</p> <p>現在、現員26名中、19名の出席をいただいております。したがって、港区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条第2項の定めによる定足数を満たしており、この会議は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、区長の挨拶と諮問がございます。</p>
区長	<p>皆さん、おはようございます。港区長の清家愛です。</p> <p>本日は、お忙しい中、「令和7年度第1回港区国民健康保険事業の運営に関する協議会」にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さんには、日頃より国民健康保険事業をはじめ、港区政の運営に対しまして、格別なご理解・ご協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。</p> <p>国民健康保険制度は、国民皆保険の要として、地域医療の確保と区民の健康維持・増進のための重要な役割を担っております。</p> <p>本日は、令和8年度の保険料率の改正に関わる「港区国民健康保険条例の一部改正」について、諮問させていただきます。被用者保険の適用拡大等による国民健康保険の被保険者数の減少や、少子高齢化による構造的な課題など、国民健康保険を取り巻く環境は、厳しい状況にあります。加えて、令和8年度から新たに子育て世帯を支える新しい仕組みとして「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。こうした状況を踏まえて、保険料率の適切な在り方につきましては、特別区長会において議論を重ねてまいりました。</p> <p>区は、被保険者の健康寿命の延伸や、医療費の適正化、保険料の収納率の向上に引き続き取り組み、国民健康保険制度の安定的な運営を確保することができるよう、最大限の努力をしております。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、引き続き、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>何卒、よろしくご審議の上、本日、ご答申をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
国保年金課長	<p>(区長から会長へ諮問文を手交)</p> <p>諮問文を朗読させていただきます。</p> <p>港区国民健康保険事業の運営に関する協議会会長 様</p> <p>港区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則(昭和34年港区規則第10号)第2条の規定に基づき、下記事項について諮問します。</p> <p>令和8年2月24日 港区長 清家 愛 諮問第1号 港区国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>以上でございます。</p> <p>(区長退席)</p>
会長	<p>それでは、これより審議に入ります。</p>

本日の議題は、只今、区長から諮問されました「港区国民健康保険条例の一部改正」についてです。

改正案の内容について国保年金課長から説明をお願いします。

国保年金課長
榎本委員

(説明)

資料4の滞納者世帯数の割合が、全く減っていないどころかむしろ悪化している。滞納者世帯をどう分析しているか。

国保年金課長

約1万人超の世帯が滞納状況にあり、その半数以上は非常に低所得の世帯である。詳細に統計的な分析をしたわけではないが、おそらく65歳以上の年金収入の方や所得が不安定な方が占めていると思われる。

一方で中には高額所得世帯もあり、令和7年度から滞納の差押え体制等を強化し、収納率は大きく改善している。

榎本委員

払わないでよいという認識が広がっているのであれば、改める必要がある。

今後どのような対策をするか。また、目標設定はあるか。

国保年金課長

今年度から体制を一新し、滞納保険料の回収に取り組んでいる。

職員の育成を図り、効率的な差押えを実施することで、令和5年度と比較し、差押え額は189%増となっている。

また職員8名に加え、弁護士による10名程度のチームにより、高額滞納者を中心に対応を進め、今年度は60件以上の相談を実施した。

また、課題として税金の未申告者の存在がある。基礎控除や遺族年金等の非課税収入の関係で所得ゼロとなる場合、申告していないことも多く、5000人以上いると見込んでいる。申告すれば保険料の軽減を受けられる。本人は保険料を支払いやすくなり、区にとっても債権額が圧縮され収納率が上がる。こういった未申告者に対する取組みを強化していきたい。

榎本委員

未申告者へアプローチする手段はあるのか。

国保年金課長

来年度から、国保だより等で、申告すると保険料が減額される場合があることを広く周知していく。

榎本委員

1年後の滞納者世帯割合、収納率に反映されるかをみていく。

また差押え時には、職員の安全に配慮して欲しい。

なかまえ委員

役所に相談することで、分納に応じたり、減額されることもあるなど様々な発信をして欲しい。

保険料を抑えるために被保険者としてできることはあるか。また、令和7年度保険料が下がった理由は何か。

国保年金課長

医療費については、保険財政の責任主体として東京都が見込みを計算している。7年度については、コロナ明けの医療費の揺り戻しが見込みより少なかったため減となった。

被保険者ができることとして、医療費の4割近くを占める生活習慣病の予防がある。生活習慣病や健康課題に関しても、引き続き取り組んでいく。

なかまえ委員

世帯所得が高額だと1000万も1億も保険料は同じになってしまうが、階層を細分化することはできないか。

国保年金課長

これは国の基準のため、区で変えることはできない。

なかまえ委員

港区が特殊で、1000万程度で保険料が頭打ちで構わないという自治体が多いのか。

国保年金課長	全国的に見ると、所得 1000 万というのは 3 % 程度で高額所得者と言われる。港区や千代田区等においては、生活費が高い等もあり状況が異なるが、これは都心部特有のものと思われる。
荒木委員	<p>国に後期高齢者の支援金とともに国保の支援金を納めているため、効率的、効果的な運営をお願いしたい。</p> <p>収納率の話があったが、滞納者の中には高所得の方もいるということで、公平性の観点からバランスをとった対応をいただきたい。</p> <p>新宿区では、新加入外国人の方は、一括前納を前提とした取扱いに変えていくとの新聞報道があった。報道によれば、新宿区の外国人比率が 23 区の中でも際立って高いとのことだったが、港区の外国人比率も高いのではないか。外国人居住の比率と、一括前納の取扱いをどう考えているか、現状と今後の方向性について聞きたい。</p>
国保年金課長	<p>新宿区は外国人留学生が 8000 人を超える特異な状況である一方、港区は 1000 人程度となっている。</p> <p>外国人被保険者については、統計的な分析では、低所得の方、世代的に若い方、また働いている方が多く、日本のように年金受給者は多くないという特徴はあるが、突出して医療費が高いとか、未納者が多いわけではなく、その点では非外国人被保険者と状況はあまり変わらないと認識している。</p> <p>今後については、出入国在留管理庁で令和 9 年 6 月から、在留資格と社会保険料の滞納状況の連携が予定されており、それに向け準備をしていく。</p>
荒木委員	<p>新宿区のやり方ありきではないが、引き続きいろいろな工夫をお願いしたい。</p> <p>もう 1 点、以前、マイナ保険証への完全移行により、収納業務の円滑な遂行に支障を来す可能性があるとの話があったが、その後の状況はどうか。</p>
国保年金課長	<p>マイナ保険証への移行により、保険証交付に伴う滞納被保険者との接触機会の減少が懸念されたが、現状大きな影響はない。</p> <p>あくまでも地道に取り組んでいく課題と認識している。</p>
新藤委員	<p>外国人の滞納問題については、1 年後の国の対応を待つということだったが、区議会でも以前取り上げており、それを待たず港区で対応してほしい。</p> <p>また、滞納率の国籍別のランキングを見ると、港区は中国、韓国のように滞在者数の多さに単純に比例する訳ではなく、実はフィリピンの方が多く等、地域によって様々な特色があることがわかる。港区では実態調査は行っていないのか。</p>
国保年金課長	<p>業務システムから国籍別に滞納者数を出すことはできる。港区の特色として、大使館が多いことが挙げられる。そのため家政婦等で雇用される方が多いのではないかと。いわゆる皆保険がない国籍の方は、制度理解が難しい面がある。国別の違いについては、考慮する必要があると認識している。実態調査は行っていない。</p>
会長	<p>今の話の補足で、経験上の話だが、港区で特にフィリピンの方は、エキスパートとして来る外国人の方のヘルパーとして来るケースが多い。女性が多いが、日本のように幼少期からの学校教育が普及しておらず、通知が来てもどうしていいのかわからない、と相談を受けることもしばしばある。関係性が築けていなければ雇用主に聞くのも難しく、共同アパートに住んでいるケースがあるが、仲間内で相談していることもある。</p> <p>コロナ時医療費が下がったとき、意識改革はすごく大切だと感じた。日本は保険制度が確立している中、ちょっとしたことですぐ病院に行く習慣があり、その保険料は</p>

そのまま自分たちに返ってくる。いかに本当に病院に行かなくてもよい場合には行かず、保険料を抑える努力をするかを、私達の中で啓発していかなくてはいけない。

どうして払えない、払わないのかという内情の把握は、数字だけによるのではない。現場に接する基礎自治体であるからこそ、きめ細やかな対応ができる。課題解決していくことで、数字に反映することができたらよいと思う。

他に、ご意見がないようですので、質疑を終わり、諮問について採決したいと思います。それでは、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(委員挙手)

会長

賛成多数と認め、原案を承認いたします。

それでは、これまでの議論を踏まえ、諮問に対して、答申文案を作成させていただきます。

(休憩)

会長

協議会を再開いたします。

「港区国民健康保険条例の一部改正」について、事務局から答申案の説明をお願いします。

国保年金課長

答申文については次の通りでございます。

港区長 清家 愛 様

港区国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 ゆうき くみこ

令和8年2月24日付7港保国年第4902号で諮問のあった、諮問第1号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、下記のとおり答申します。

1 諮問第1号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、原案を適当と認めます。

以上でございます。

会長

滞納者の状況把握や支払促進、また外国人の方の対応等の意見を受け止め、更なる取組みをお願いした上で、港区国民健康保険条例の一部改正について原案を適当と認める。(結論)